

大隅肝属広域事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成29年 2月22日
大隅肝属広域事務組合
事務局長 児島 高広

大隅肝属広域事務組合における女性職員の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、大隅肝属広域事務組合（以下「広域事務組合」という。）事務局長が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とする。ただし、その間に計画の進捗を検証し、平成34年4月1日から平成39年3月31日までの計画は新たに制定するものとする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本広域事務組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、女性職員活躍推進委員会を設置し、本計画の制定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、本広域事務組合総務介護課において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行い、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

(1) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

平成33年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を80%以上にする。

(2) 年次有給休暇の取得率及び平均日数

平成33年度までに、年次有給休暇を年間10日以上取得する職員の割合を80%以上にする。

4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

(1) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

管理職員の意識改革を促進し、職員が育児参加のための休暇を取得しやすい環境をつくる。

(2) 年次有給休暇の取得率及び平均日数

平成29年度より、年次有給休暇の取得目標を定め、職員への周知を図る。

5 女性の活躍に関する情報の公表

平成30年度より、毎年度4月中に、前年度の女性の活躍に関する取組と結果をホームページで公表することとする。